

能通達... 內方... 四月... 役人

保甲村 中法村 古多村 山多村 南多村
 長安村 新泰村 楠木村
 右村... 右...

上下御陣屋詰メ御手附木下進五郎様御通行之儀可部町方書面到来左之通、但三次町方可部町へ之添書

本文之通三次町方申越、当町へ未夕御着無御座候二付、陸船之程ハ難相分り候得共、為念付紙いたし送り申候、尚自然陸地御通行ニ候得者郡限り

御案内当所差出し申候、例之趣を以御差問無之様御取計可被成義与奉存候、以上

丑四月九日 高宮郡

可部町

沼田郡

八木村

右ニ付同夜可部町江相尋申候処、陸地御通行ニ治定之旨申帰り、則左之通当村方廻達取計申候

大急御用

八木村始

態得御意申候、然者上下御陣屋詰メ御手附木下進五郎様就御用御上下三人明十日朝正六ツ時可部町御出立廣嶋往還筋御通行被遊候趣、同町方申越、尤御案内方八村々老入宛之由ニ候得共

御公料御用之義ニ御座候得者御念被入村々御差問無御座候様宜敷御取計可被成与奉存候、此段急キ御通達申上候、以上

八木村

役人

四月九日夜五ツ時出ス

時付を以御順達之事

緑井村 中須村 古市村 北下安村 南下安村

長束村 新庄村 楠木村

右村々御役人中様

但渡し場江川越役人代長百姓利右衛門差出ス
右当村内相済

上下御陣屋詰メ御手附 天領上下陣屋ニ代官所(府中市上下町)勤務の代官属僚
陸船之程 街道通行か河川通行か
治定(じじょう) 決定すること
御上下 上司・部下
公料 天領
川越役人代 渡し業務担当役人の代理